市立函館病院倫理委員会要綱

(設置)

第1条 市立函館病院(以下「病院」という。)に所属する職員が行う 医学上の研究および医療行為について,世界医師会によるヘルシンキ 宣言の趣旨を尊重しつつ倫理的な観点から検討するため,病院に倫理 委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 委員会は、院長の指示により、次に掲げる倫理上検討を要する 医療行為、医学研究、先進医療その他の重要事項について検討し、そ の結果を報告するものとする。
 - (1) 医療行為等により影響を受ける人類生存の基本に関する事項
 - (2) 医療行為等により影響を受ける人類の優勢、遺伝に関する事項
 - (3) 医療行為等の対象となる個人の人権の擁護に関する事項
 - (4) 医療行為等の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法に関する事項
 - (5) 医療行為等によって生ずる個人または家族への不利益または危険 性と医学上の貢献の較量予測に関する事項
 - (6) その他倫理的、社会的配慮を要すると認められる医療行為等に関する事項

(委員)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 副院長
 - (2) 医療部長
 - (3) 医師以外の病院職員
 - (4) 人文・社会科学の有識者
 - (5) 一般の立場を代表する者
- 2 前項の委員は、院長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(委員長および副委員長)

- 第4条 委員会に委員長および副委員長各1名を置く。
- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務 を代理する。

(会議の招集, 定足数等)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。
- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、半数を超える委員が出席し、かつ、第3条第4号 または第5号に掲げる委員が1名以上出席しなければ開くことができ ない。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、院長から指示を受けた検討 事項(以下「検討事項」という。)に係る医療行為等の実施責任者ま たはそれ以外の者の出席を求め、説明もしくは意見を聴き、またはこ れらの者に対し資料の提出を求めることができる。

(決定)

- 第6条 委員会の決定は、出席委員の4分の3以上の賛成により決する。
- 2 前項の決定の形式は、承認、条件付承認、変更勧告、不承認または 非該当とする。ただし、特に必要があると認めるときは、これらと異 なる形式の決定をすることができる。
- 3 委員が検討事項に係る医療行為等の実施責任者であるときは、当該 委員は、当該検討事項についての決定に参加することができない。
- 4 委員が第9条の専門部会の委員であるときは、当該委員は、当該専 門部会が調査検討した事項に係る検討事項についての決定に参加する ことができない。
- 5 前2項の場合において、当該委員は、第1項の適用については、出

席していないものとみなす。

(報告等)

- 第7条 委員会は、検討事項について決定をしたときは、別に定める検 討結果報告書により院長に報告するものとする。
- 2 前項の検討結果報告書には、少数意見を併記するものとする。 (議事録の作成)
- 第8条 委員会は、会議における議事の経過および決定の内容について の記録を作成し、保存するものとする。

(専門部会等)

- 第9条 委員会は、特定の事項または専門の事項について調査検討させ るため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の委員は、当該事項について知識経験を有する委員のうち から委員長が指名する。
- 3 専門部会の部会長は、当該専門部会の委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討の結果を委員会に報告しなければならない。 (簡易倫理委員会の開催)
- 第10条 委員会は、院内での脳死下臓器提供に関し設置される臓器提供 対策本部本部長からの要請により、第2条第6号に規定する事項に基 づく臓器提供の承認の可否を決定するため、速やかに、簡易倫理委員 会を開催する。
- 2 簡易倫理委員会の会議は、第3条第4号および第5号に規定する委員(以下、「外部委員」という。)を除く、院内委員で組織し、その 半数を超える委員の出席を要する。
- 3 簡易倫理委員会の会議は、第3条第4号および第5号に規定する委員(以下、「外部委員」という。)を除く、院内委員で組織し、その 半数を超える委員の出席を要する。
- 4 簡易倫理委員会は, 臓器提供対策本部関係者, 脳死判定医等の出席 を求め, 説明・意見を聴き, または資料の提出を求めることができる。
- 5 簡易倫理委員会の決定は、出席委員の4分の3以上の賛成により決する。

6 簡易倫理委員会は、決定事項について外部委員に報告するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、管理部庶務課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成11年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。